次

目

○林業種苗生産事業者の登録

告

示

公

告

○財政状況の公表

報

○開発行為に関する工事の完了(五件

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定について

○政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示

に関する規程の一部を改正する告示

告

示

宮

城

○宮城県告示第六百八十九号

登録をした。 林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、 次のとおり生産事業者の

平成二十七年六月三十日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

号百宮 八十五 五二	登録番号	
二-三十三栗原市高清水天王沢十佐藤綾子	又は名称及び住所生産事業者の氏名	
選取種及砂糖の	種穂	生産事業
の幼成幼 苗苗 苗 木以 の の外 育	苗木	水の内容
 	所 在 地事業所の名称及び	
六月二十二日 平成二十七年	登録年月日	

(1)

公

告

育成

発 行 宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

宮

森林整備課 ページ 区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 県の財政状況を別冊のとおり公表する。 〇都市計画法 〇財政状況の公表に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第二十三号)第二条第一項の規定により、 平成二十七年六月三十日 平成二十七年六月三十日

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

呂城県知事 村

井

嘉

浩

(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

Î

宮城県知事

村

井

嘉

浩

(警察本部会計課)

 $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$

 \equiv

(建築宅地課)

財

政

課

多賀城市新田字北関合四十三番八

仙台市青葉区広瀬町五番二十二号 エスケーコーディアル株式会社

計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域 〇東日本大震災復興特別区域法 (工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 (平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市

平成二十七年六月三十日

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

> 宮城県知事 村 井 嘉

一、二十番四の地先の水の一部、 気仙沼市赤岩小田二十番四の一部、 部、三十番二の一部、 三十八番一、三十九番 二十番四の地先 二十一番二

(第一工区)

気仙沼市

の道の一部、二十番四の地先の堤の

〇東日本大震災復興特別区域法 (平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

計画法 区区 (昭和四十三年法律第百号) に係る開発行為は、 その工事を完了した。 第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十七年六月三十日

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

番地先の道の一部、 番、二十七番、二十八番、二十九番の一部、十七 三番の一部、 一番、 気仙沼市長磯七半沢一番の一部、 十九番一、二十二番六、二十四番三、二十六 十四番一、十四番二、十五番の一部、 四番の一部、五番、六番、七番、 十二番地先の水の一部、 二番の一部、 十七 五番 +

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

気仙沼市

地先の堤

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市 計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可があったものとみなされた次の開発区域 (工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年六月三十日

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

> 宮城県知事 村 井 嘉 浩

番の一部、五十二番、五十三番の一部、六十二番 番一の一部、四十八番一、四十九番の一部、 一の一部、六十二番二、六十四番一の一部、 気仙沼市唐桑町堂角四十五番一の一部、 四十七 四十 五十

気仙沼市

七番一の地先の道

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

〇東日本大震災復興特別区域法 (平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市

(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可があったものとみなされた次の開発区域

(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

部 番の一部、 九十八番二の一部、 番の一部、九十七番一の一部、九十八番一の一部、 四十三番三の一部 気仙沼市唐桑町東舞根九十五番の一部、 百四番、百五番の一部、百六番の 百一番の一部、 百十三番の一部、 百二番の一部、百三番二の 九十九番二の一部、 百十九番の一部、 一部、百七 百番の一 九十六 百

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

二

気仙沼市

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年六月三十日 宮城県知事 村 嘉

浩

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ヘリコプターテレビシステム機上設備の購入一式

葉区本町三丁目八番 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青

 \equiv 落札者を決定した日 平成二十七年六月十九日

落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

株式会社東通インターナショナル

東京都文京区小

四

Ŧī. 石川一丁目二十一番十四号 落札金額 二億一千八百十六万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

入札の公告を行った日 平成二十七年五月一日

七

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

宮城県選挙管理委員会

員 長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

<記載要領>

別記様式第3号は、次の場合に提出してください。

- ・少額領収書等の写しを提出する場合
- ・少額領収書等の写しに係る支出がない場合
- ・同一の少額領収書等の写しを既に提出している場合
- 提出命令の通知文の右上段の文書番号及び日付を記入してください。 本文中「(併 日付け宮選管第 号)」の空欄には、少額領収書等の写しに係る
- 該当する場合は、そのすべての項目にチェック及び記入してください)。 該当する項目の□欄にチェックするとともに、下記の事項を記入してください(複数の項目に
- 少額領収書等の写しを提出する場合

該当する枚数欄に当該用紙の枚数を記入してください。 提出命令があった少額領収書等をA4用紙に複写し、支出年及び支出項目ごとに分類して、

目の合計枚数が計欄の枚数よりも多くなります)。 れの支出項目ごとに1枚と数えてください。この場合は、当該項目の欄外に「重複あり」と記 載し、計欄には、提出する実際のA4用紙の枚数を記入してください(この場合は、各支出項 なお、1枚のA4用紙に支出項目が異なる複数の少額領収書等が写っている場合は、それぞ

含めてください。 また、支出項目ごとに表紙などを付けて提出される場合は、その枚数も各支出項目の枚数に

少額領収書等の写しに係る支出がない場合

2

場合は,□欄にチェックしてください。 同一の少額領収書等の写しを既に提出している場合 提出命令があった支出項目すべてについて、該当する少額領収書等の写しに係る支出がない

済みの支出項目の番号を記載してください。 提出した年月日を記入してください。一部の支出項目のみ提出していた場合は、欄外に提出

同一の少額領収書等の写しを再度送付する必要はありません。

本様式の記載方法等について御不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。

ω

※担当課:宮城県選挙管理委員会事務局 所在地:〒980-8570

 $T = L : 022 - 211 - 2343 \quad F = A : 022 - 211 - 2299$ 宫城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

> 別記様式第四号(その二)中 別記様式第四号(その一)中 「第十四条の二の五」を「第十九条」に改める。 「第十四条の二の五」を「第十九条」に改める。

この告示は、平成二十七年七月一日から施行する。